

ファシリティへの水素導入検討及び札幌市水素利活用方針改定支援業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

ファシリティへの水素導入検討及び札幌市水素利活用方針改定支援業務

2 業務の背景及び目的

札幌市では、これまで、水素エネルギーの利活用に向け、2018年5月に札幌市水素利活用方針（以下「方針」という。）を策定し、燃料電池自動車の普及と水素ステーションの整備の推進や純水素型燃料電池の普及促進に資するモデル事業として水素モデル街区の検討などを進めてきた。

その後、国は、2020年10月の2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえて、2021年10月に改定された第6次エネルギー基本計画の中で、2030年度の電源構成の1%程度を水素・アンモニアで賄うこととした上で、2023年6月には水素社会の早期実現に向け水素基本戦略を改定しており、また、グリーンイノベーション基金やグリーントランスフォーメーション関連投資の中に水素を位置づけ普及に向けた取組を加速させている。

一方で、2023年6月に、北海道の有する国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、世界中からGX投資を札幌・北海道に呼び込むためTeam Sapporo-Hokkaidoが設立され、その中のプロジェクトの1つに水素が位置づけられており、今後地域の再生可能エネルギーを用いた水素エネルギーの地産地消、地域内でのサプライチェーンの構築と供給力確保に向けた需要の確保が必要となっている。

札幌市における需要拡大のためには、行政による公共施設や公用車での率先した水素エネルギーの利活用が必要であり、また、官民一体的な取組の推進に向け、水素利活用に係るランドデザインが必要であると考えられることから、これらを踏まえた方針の改定を2024年度に予定している。

本業務では、方針の改定に向けた素案の作成支援や検討委員会の運営補助を行うものであるが、これに加え公共施設など建物への水素の導入に向けた調査を行うものである。

3 業務内容

(1) ファシリティへの水素導入検討

ア 市有施設での水素導入手法調査

今後10年程度で改修などが想定される市有施設（年15棟程度）の水素需要量を年度ごとにまとめること。なお、業務履行にあたり市有施設の保全計画等のデータが必要である場合は、委託者から貸与する。

また、市有施設の立地条件（用途地域、インフラ、周辺環境等）や施設用途等を考慮した上で分類し、それぞれ輸送等の水素供給も含めた具体的かつ実現可能な水素導入手法を検討するとともに係る概算費用を算出すること。

イ 民間施設への水素導入可能性調査

汎用性の高いコンビニエンスストア等小売りスーパー、オフィスなどのほか、電気・熱両面での活用が考えられるスポーツジム、温浴施設、病院、老人福祉施設、ホテルや工場などといった施設について、規模・立地条件（用途地域、インフラ、周辺環境等）を考慮した上で分類し、民間施設において想定される水素需要量を調査すること。

また、各分類について、施設への導入可能性と導入に向けたスキームの検討を行うとともに、民間施設における水素需要の拡大に向けた具体的なロードマップの整理を行うこと。

(2) 方針改定支援

ア 方針改定素案の作成支援

(ア) 原稿の編集及びレイアウト構成・デザイン

方針策定後の国や札幌市の動向を踏まえ、方針の目的と位置づけ、現状と課題、目指すべき将来像や水素利活用の考え方、需給拡大に向け重点的に進める取組などをまとめた方針改定素案の作成支援（本文レイアウト、グラフ、表、イラスト等のデータ作成・編集）を行うこと。

作成支援に際しては、委託者と協議の上、本書及び本書の内容を簡潔にまとめた概要版の原稿データを作成し、提出すること。

なお、印刷用の版下データ及び本市ホームページ公開用の PDF データを作成するとともに、最終データを Microsoft 社 PowerPoint に落とし込んだ原稿を作成すること。

デザインについては、市民や事業者にとって分かりやすく親しみやすい構成・表現とし、冊子としての印刷を想定した原稿構成とすること。

(イ) 仕様

	本書	概要版
規格	A4 判、50 ページ程度	A3 横版 4 枚程度
使用カラー	カラー 4 色	

イ 検討委員会の運営補助

会場設営等の運営支援、委員の出欠等一元管理及び資料・議事録の作成を行う。検討委員会は、年度内 3 回程度を予定しており、原則公開、委員 11 名、事務局 4 名で開催することを想定する。

なお、出席委員の旅費、謝金及び会場使用料は委託料に含まず、会場確保等は事務局である札幌市が行う。

(3) 業務報告書の作成

上記の業務成果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出する。

4 業務規模

8,000 千円を上限額とする（消費税及び地方消費税 10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の

範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

6 成果品

- (1) 素案原稿データ
- (2) 素案（概要版）原稿データ
- (3) 検討委員会議事録
- (4) 業務報告書

7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが（1）～（5）を満たす必要があることに注意すること。

※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について
水素エネルギーの持つ特性や性状、活用にあたっての利点に加え、上記「2 業務の背景及び目的」を十分に踏まえ、本業務に取り組む上で持つべき視点や課題意識等について提案すること。
- (2) 市有施設の水素導入に向けた検討
市有施設それぞれの立地条件（用途地域、インフラ、周辺環境等）や施設用途等を十分考慮した上で、各施設において有効な水素導入手法について、水素利活用設備の開発状況や費用対効果（初期投資に対する水素需要）を踏まえた検討の視点を提案すること。

また、今後の水素利活用の検討に活用ができるようなまとめ方を提案すること。

(3) 民間施設への水素導入可能性に関する検討

民間施設において、施設用途ごとに規模・立地条件（用途地域、インフラ、周辺環境等）を踏まえた検討の視点を提案すること。

また、他都市等の具体的な事例を踏まえた上で、各分類における実際の導入に向けたステップを明示したロードマップを提案すること。

(4) 方針改定支援

原稿の編集及びレイアウト構成・デザインや検討委員会の運営補助について確実に実施するとともに、上記「3 (1) ファシリティへの水素導入検討」の成果も適切に反映させられる業務執行体制や手法を提案すること。

(5) 業務全体について

ア 本業務のスケジュール案について

今年度行う業務について、そのスケジュール案を提案すること。

なお、上記「3 (1) ア 市有施設での水素導入手法調査」については、9月頃までに概要を整理できるようなスケジュールとすること。

イ 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える独自提案があれば提案すること。

ウ 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について

本業務に活かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について、具体的に記載すること。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること）。

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書（積算書）(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目ばらと北1条ビル8階

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 グリーントランスフォーメーション推進室
水素利活用担当課

(3) 提出期限

令和6年(2024年)6月11日(火) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 グリーントランスフォーメーション推進室 水素利活用担当課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/suiso/r6proposal.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者1名を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

水素利活用に係る調査業務や実証事業など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 札幌市内における水素利活用手法の基礎調査・実証事業等検討業務報告書
(令和5年度)

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のある者には、希望に応じて、上記アの資料を前記(2)提出先にて提供する。

イ 札幌市水素利活用方針

<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/suiso/suisorikatuyou.html>

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室宛に電子メール又はFAXで送信すること。

電子メールのタイトルは「ファシリティへの水素導入検討及び札幌市水素利活用方針改定支援業務 質問書」とし、令和6年（2024年）6月6日（木）12:00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：suiso@city.sapporo.jp

FAX：011-218-5109

(2) 質問に対する回答

回答は電子メール又はFAXにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「ファシリティへの水素導入検討及び札幌市水素利活用方針改定支援業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点以上であれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含み最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和6年（2024年）6月17日（月）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和6年（2024年）6月25日（火）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(2)及び(3)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 本業務に取り組む上での視点等について ・本業務に取り組む上で持つべき視点と課題意識等が、適切な提案となっているか。	20
(2) 市有施設の水素導入に向けた検討 ・各施設における有効な水素導入手法に係る検討方法・内容が適切な提案となっているか。 ・調査結果のまとめ方が今後の検討に活用できるような適切な提案となっているか。	20
(3) 民間施設への水素導入可能性に関する検討 ・施設用途ごとの規模・立地条件（用途地域、インフラ、周辺環境等を）を踏まえた水素需要量の調査方法・内容が適切な提案となっているか。 ・民間施設への水素導入に向けたロードマップの検討の方向性が適切な提案となっているか。	20
(4) 方針改定支援 ・原稿の編集及びレイアウト構成・デザイン、検討委員会の運営補助を確実に実施するとともに、「ファシリティへの水素導入検討」の成果を適切に反映させられる提案となっているか。	10
(5) 業務全体について	30
ア 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	(10)
イ 独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。	(10)
ウ 過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	(10)
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本書に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に参加停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本書等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む）。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。
- (9) 本業務は個人情報を取扱うため、別添「個人情報取扱安全管理基準」及び「個人情報の取扱いに関する特記事項」への適合を要し、最終審査にて決定した契約候補者に対して、契約締結前に同基準への適否を審査する。なお、個人情報取扱安全管理基準の全ての項目を満たさなくても必要な保護措置が講じられていると言える場合には適合と判断することがある。

15 問い合わせ先

〒060 - 0001 札幌市中央区北1条西3丁目ばらと北1条ビル8階

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 グリーントランスフォーメーション推進室

水素利活用担当課

担当：鐵川、菅原 TEL：011-211-2424 FAX：011-218-5109